

**暫定議題**  
**第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会**  
**2015 年 10 月 12-15 日**  
**韓国、麗水**

1. 開会
  - 1.1. 第 22 回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
  - 1.2. 議題の採択
  - 1.3. オープニング・ステートメント

*オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。*

    - 1.3.1. メンバー
    - 1.3.2. 協力的非加盟国
    - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告

*事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと見なされ、この議題項目は主に当該報告に対するコメント及び質問に当てられる。*
3. 財政及び運営

*事務局長が 2015 年修正予算及び 2016 年予算案（2017 年及び 2018 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は、財政運営委員会に付託され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。*

  - 3.1. 財政運営委員会からの報告
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

*各メンバー及び協力的非加盟国は、会合前に、[遵守委員会及び拡大委員会に提出する年次報告書のテンプレート](#)を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了することが期待されており、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目は、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論のために当てられるものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。*

  - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

*この小議題項目は、メンバーが特別なプロジェクトについて報告するために設けられたものである。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。*
5. 遵守委員会からの報告

*遵守委員長が、2015 年 10 月 8-10 日に開催された第 10 回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会（CC）は、EC に対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。*

## 6. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）議長が、2015年7月のSFMWG会合の報告書について説明する。

## 7. 生態学的関連種作業部会からの報告

事務局長が、2015年3月の生態学的関連種作業部会（ERSWG）会合の報告書について説明する。

## 8. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、9月のESC会合の報告書について説明する。ESC会合は、全ての未考慮漁獲死亡要因の推定値、及びMPプロセスにおける科学航空目視調査の変更の影響について検討する予定である。またESC会合は、漁業指標の評価、科学調査計画の結果のレビュー及び2017年のMPレビューに関する要件の検討を行う予定である。ESC報告書に関する説明に続き、質疑応答が行われる予定である。

### 8.1. SFMWGからの要請に対するESCの助言に関する検討

SFMWGは、ESCが2015年のECに対して以下に関する助言を行うよう要請した：調査予算の制約を踏まえた、2016年から2018年の期間におけるESC関連の調査の優先順位；現行のMPを継続した場合の費用対効果（2017年から2019年までの航空目視調査の実施を含む）；現行のMPの代替アプローチにかかるあらゆる予備的検討（可能な場合は、これらに関連する費用対効果の提示を含む）。ECは、これらの問題に関するESCの助言について検討する予定である。

## 9. 総漁獲可能量及びその配分

### 9.1. 国別配分量に帰属するSBT漁獲量

国別配分量に帰属するSBT漁獲量は、メンバー/CNMによる漁獲量の一部であって、同国の国別配分量に対して計上するものである。CCSBT 21は、国別配分量に帰属するSBT漁獲量の共通の定義<sup>1</sup>に合意するとともに、メンバーはCCSBT 21において採択された帰属漁獲量の共通の定義について、2018漁期年より前の可能な限り早い段階でこれを導入するべく誠実に対応することに合意した。またCCSBT 21は、帰属SBT漁獲量の導入に関して、以下のとおり、2015年の行動ポイントについて合意した。

- i. 「個々のメンバーによる同国に当てはまる死亡要因に関する調査、及びESC及びCCの議論及びレビューに向けた報告」
- ii. 「メンバーは、最良の推定値に基づく全ての要因による帰属死亡量に対するアローワンスの設定を2016-17年漁期から開始するよう努力するものとし、他のメンバーに対して、CCSBT 22までにこれを通知するものとする。これができなかったメンバーは、CCSBT 22に対してその旨通知するとともに、なぜできなかったのかについて説明し、及びアローワンスを設定できる期限を定めるものとする。」
- iii. 「ECは、次のクォータブロック（2018-20年）中に帰属漁獲量に対処するプロセスにかかる議論及び合意に着手する。」

メンバーは、遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の中で事項「i」及び「ii」に関する進捗状況を報告することが要請されている。ECは、事項「iii」について議論する予定である。

<sup>1</sup> メンバー及びCNMの国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むものである。

- 商業的漁業操業（SBTを主な漁獲対象とするかどうかを問わない）
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

## 9.2. TAC の決定

CCSBT 21 において、EC は、CCSBT 管理方式 (MP) による勧告に従って 2016 年から 2017 年の各年の TAC が 14,647 トンとなることを確認した。EC は、2016-2017 年の TAC の修正が必要となるような例外的状況にあるかどうかについて確認する必要がある。

また EC は、次の TAC 設定期間 (2018-2020 年) を見通し、一つのインプットとして科学航空調査に依存している既存の MP を TAC の設定に使用することができるかどうか、又は別の TAC 設定のアプローチが必要なかどうかについて判断する必要がある。

さらに CCSBT21 は、2015 年中に EC が 2018-20 年の TAC 期間における非メンバー国による漁獲量の考慮にかかる原則及びプロセスに関する議論を開始することについても合意した。

## 9.3. 調査死亡枠

CCSBT 20 において、EC は、2015 年から、MP による勧告 TAC の中に調査死亡枠として 10 トンの枠を設けることに合意した。この議題項目は、メンバーに対し、2016 年の各国の調査活動のための調査死亡枠の承認を求める機会を提供するものである。

## 9.4. TAC の配分

この議題項目は、2015 年に特段の議論を行う必要があるかどうかを検討するためのものである。メンバー及び協力的非加盟国の TAC 配分量の算定方法は、全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議において特定されている。CCSBT 21 報告書パラ 66 において、2015-2017 年のメンバー及び CNM の TAC 配分量が明記されている。

# 10. CCSBT 戦略計画及び漁業管理計画

## 10.1. 2015 年の行動スケジュール

### 10.1.1. 旗国／漁業主体による漁獲能力の自己評価

CCSBT 19 は、各メンバー及び CNM が、SBT の TAC の自国向け国別配分量に対応する漁獲能力を自己評価 (SBT を漁獲対象とはしていないが SBT に影響を与える可能性がある船団を含む) すべきことに合意した。また CCSBT 19 は、各メンバーが各自の漁獲能力に関して実施した、又は実施計画を報告すること、可能な場合／適当な場合には、非協力的非加盟国の船団が持つ過剰漁獲能力を原因とする SBT への潜在的な脅威に関するコメントを行うことに合意した。CCSBT 20 において、ニュージーランドは同国の SBT 漁獲能力に関する自己評価結果を報告した。オーストラリア、日本、韓国及び台湾は、CCSBT 21 に対して自己評価結果を提出した。インドネシアは、同国の新たな管理措置を考慮するため、CCSBT 22 に対して同国の漁獲能力に関する自己評価結果を提出すると述べた。

## 10.2. 改定戦略計画の策定

CCSBT 戦略計画における詳細な 5 年間の行動計画は 2014 年に決定された。

CCSBT 21 は、改定戦略計画の策定作業を 2015 年の SFMWG において進めることに合意した。

SFMWG は、改定戦略計画案について、EC によるさらなる検討に付すとともに可能であればこれを最終化するため、CCSBT 22 に対してこれを提示することに合意した。2014 年のパフォーマンス・レビューによる勧告にかかるさらなる検討は、EC の補助機関がパフォーマンス・レビュー勧告に対してそれぞれコメントを行った後に行われる必要があることが留意された。また、戦略計画における戦略の実施に向けたスケジュールを提示する行動計画についても策定される必要があることが留意された。

## 10.3. CCSBT 漁業管理計画 (FMP) の検討

2014年のCCSBTパフォーマンス・レビューは、CCSBTが運用上の管理計画（その要素は既に整備されている）の採択の検討を望む可能性があることを提起した。また、2008年のCCSBTパフォーマンス・レビューもCCSBTが管理計画を策定するよう勧告したが、管理方式及び第一次戦略計画に関する作業が優先された。2015年のSFMWG会合において、FMPの策定にかかる検討が行われた。一部のメンバーは、現時点で投入できるリソースが限定的であることを踏まえ、FMP策定の優先順位について懸念を表明した。これらのメンバーは、戦略計画の改定にかかるさらなる作業が完了し、また現在策定の最終段階にある事務局のCCSBT措置総覧をメンバーが精査できるようになるまで、FMPの議論を先送りしたいとの意向を示した。SFMWGは、FMPの策定について原則的に支持するものの、CCSBT 22においてこうした計画を策定するというタイミング及びリソースについては再検討することに合意した。

## 11. 生態学的関連種に関する改定最低履行要件

SFMWG会合は、生態学的関連種に関する既存の最低履行要件に他のRFMOにおけるメンバーの関連義務を加えた案を作成し、ECにおいて提案を説明するという日本のオファーを受け入れた。オーストラリアは、法的拘束力のある海鳥決議を提供するため、CCSBTのERS勧告の改正を提案する予定である。

## 12. 拡大委員会への新メンバーの受け入れ

ECは、欧州連合から、CCSBT拡大委員会のメンバーとなることについての要請を受けている。ECは、欧州連合をECに受け入れるかどうかについて決定する予定である。決定に当たって検討すべき点は、欧州連合による現行のCCSBT措置に対する遵守状況（欧州連合の船団によるSBTの混獲状況、CCSBT漁獲証明制度の実施並びに同制度の完全実施に向けた計画等）である。

## 13. 協力的非加盟国

協力的非加盟国の地位の設立のための決議は、拡大委員会との約束に対するパフォーマンスに基づき、その地位の継続について毎年レビューを行うよう求めている。現在、検討されるべき協力的非加盟国は、フィリピン、南アフリカ及び欧州連合の3つである。

## 14. 非加盟国との関係

メンバーは、SBTに関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報をサポートする背景情報とともに、事務局長に対して、遅くとも会合の6週間前までにこれを通報しなければならない。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。CCSBT 21における合意を受け、米国、シンガポール及びフィジーがCCSBT 22にオブザーバーとして出席するよう招待されている。

## 15. Kobe プロセス勧告の評価

Kobe 3は、RFMOの行動が求められるKobeプロセス勧告にかかるメンバーのレビューに焦点を当てた常設の議題項目を今後の年次会合に設けることを勧告し、CCSBT 18はこれに合意した。

## 16. 他の機関との活動

### 16.1. 関連するその他RFMOの会合からの報告

他のRFMOとの協力関係を改善するため、CCSBTのメンバーは、関心のあるRFMO会合においてCCSBTオブザーバー<sup>2</sup>となり、これらのメンバーは関連事項についてCCSBTに報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる：

---

<sup>2</sup> WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT及びIATTCについて、それぞれ韓国、オーストラリア、インドネシア、日本及び台湾がオブザーバーとなっている。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する
- 2016年のCCSBT以外の会合におけるCCSBTオブザーバーについて合意する

## 16.2. ACAP との MoU にかかる検討

2015年3月に開催されたERSWG会合において、アホウドリ類とウミツバメ類の保全に関する協定（ACAP）は、CCSBTとACAP事務局の間の了解覚書（MoU）の提案に関する文書を説明した。ERSWGは、ACAPとの緊密な協力関係を通じて既に得られている非常に大きなメリット、及びERSWGに対するACAPの貢献の高い重要性についてコメントした。このため、ERSWGは、MoU提案を承認するとともに、これを強く支持した。ECは、CCSBTとACAPの協力を促進するためのMoUに署名をするかどうかについて検討する予定である。

## 17. データ及び文書の機密性

### 17.1. 2015年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT21に関連する会合のために作成された全ての文書について、非公表とすべきかどうかについて検討するものである<sup>3</sup>。

## 18. 2015年の会合

2016年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2015/010において回章された、暫定的に合意されているESC、CC及びEC会合の日程は以下のとおり：

- 拡大科学委員会：2016年9月5-10日
- 遵守委員会：2016年10月6-8日
- 拡大委員会：2016年10月10-13日

2016年において開催が検討されるべきその他の会合としては、オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合（ESCの3年間の作業計画において特定されているもの）、ERSWG会合（2016年又は2017年のいずれか）、及び場合によってはSFMWG会合（改定戦略計画の進捗状況次第）がある。

## 19. 第23回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

## 20. その他の事項

## 21. 閉会

### 21.1. 報告書の採択

### 21.2. 閉会

<sup>3</sup>拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 22に関連する会合の報告書はCCSBT 22後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT 22後に公表される。